

令和7年度 伊予市障がい者福祉計画策定審議会 会議録

- 日 時 令和8年2月17日（火）
午後3時～午後4時20分
- 場 所 伊予市役所 5階 委員会室
- 出席者 藤田 正明委員、上本 昌幸委員、西村 幸委員
(委員) 水田 恒二委員、福島 久子委員、矢野 雄大委員
植木 規子委員、阿部 富美委員、田中 大祐委員
井上 寛規委員、米湊 明弘委員、関木 浩司委員
谷本 恵子委員
- (事務局) 松田 智樹福祉課長、岡本 千明福祉課長補佐
松本 由紀恵福祉課係長、山本 愛子福祉課係長
- (欠席者) 相原 勝委員、森川 美恵子委員、山口 定伸委員
- 次 第 1 開会
2 議題
(1) 計画の進捗状況等について
・伊予市第3次障がい者計画について
・伊予市第7期障がい福祉計画について
・伊予市第3期障がい児福祉計画について
(2) 次期計画について
(3) その他（意見交換）
3 閉会

阿部議長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元の次第に基づき、議事に入らせていただきます。

まず、「(1) 計画の進捗状況等について」です。「伊予市第3次障がい者計画の主な実施事項」等について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「伊予市第3次障がい者計画」の主な実施事項等について御説明いたします。

まず、「障がい者計画」の計画期間でございますが、令和3年度からの6年間となっております。ただし、昨年度、次に御説明いたします「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間終了を迎えるにあたり、障がい者福祉をとりまく環境の変化や国や県の動向を踏まえ検証し、「障がい者計画」も修正いたしましたので、今年度が修正後の最初の年度となります。

次に、「障がい者計画」の進捗状況について、御説明いたします。計画の冊子、32ページをお開きください。

「障がい者計画」は、“誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり”を基本理念とし、各施策を展開しております。

11の基本目標があり、その具体的な取り組み内容は冊子33ページのとおりとなっております。

これらの取り組みの中でも、【重】と書かれている項目が、本計画中に特に重点的に取り組む目標としております。

資料1ページを御覧ください。

「1 総合的な相談支援体制づくり」といたしまして、障がい者相談員、市内4か所の相談支援事業所、基幹相談支援センターである障害者相談支援センターにおいて相談対応を実施しております。

また、福祉まるごと相談窓口で受け付けた相談について、各関係機関で協議を行いました。

「2 在宅生活への支援」といたしまして、在宅生活における重度の障がいに対しましても、休息等を目的とした短期入所をはじめ様々なサービスについて事業所等と連携を図っているところでございます。

「3 地域生活支援拠点の充実」といたしまして、居住支援のための機

能の一つである「緊急時の受け入れ先」として、短期入所を活用した受け入れ体制の整備を近隣の市町と協議を行っているところでございます。

「4 意思疎通支援の推進」といたしまして、手話奉仕員養成講座講座修了者を対象にフォローアップ研修、★印が付いているものが今年度新規に取り組んだ事項ですが、スキルアップ研修を実施し、より充実を図っております。

なお、手話奉仕員となった方には、手話の啓発や防災関係でのボランティア活動に参加していただくようお願いしております。

「5 精神保健福祉の推進」といたしまして、年々増加傾向にあります精神保健福祉の対応ケースについて、自立支援協議会の相談支援部会において情報共有を図りました。

「6 障がい児の支援体制の充実」といたしまして、併行通園、保育所等訪問支援を行い、児童発達支援事業所から地域の保育所、幼稚園等へ移行する障がい児の支援を実施いたしました。

また、発達障害児、家族支援事業としてペアレント・メンターカフェを年4回開催し、相談機能の強化を図りました。

今年度新規に保育士対象のペアレントプログラムを実施し、支援体制の強化を図りました。

「7 市における障がい者雇用体制の強化」といたしまして、障がい者雇用推進者、職業生活相談者を置き、障がいのある職員が働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

「8 防災・防火対策の充実」といたしまして、個別避難計画の登録の実施を進めるとともに、計画作成の再検討・情報共有を関係機関で実施いたしました。

「9 広報・啓発活動の推進」といたしまして、伊予市防災訓練で手話奉仕員とともに聴覚障がい者との避難体験を実施するとともに、7月25日から開始されました伊予郡市内の就労継続支援事業所によるIY0夢みらい館マルシェの周知をし、障がいに対する理解促進を図りました。

「10 文化芸術活動の推進」といたしまして、IY0夢みらい館で「障がい者アート展」を開催いたしました。

以上で、説明を終わります。

阿部議長 ただいまの説明について、御質問・御意見がございましたら挙手をお願いいたします。

委員 重点的に取り組む目標2の在宅支援の中で短期入所のことをいわれてましたよね。具体的にそういう受け入れの場所はあるのですか。

事務局 市内にはなく市外にありますが、契約はしていません、個別にお願いをするという形です。

委員 あったら市がお願いするという意味ですよ。はい、ありがとうございます。

阿部議長 他に何かございますか。

委員 すみません。短期入所はサービスとしてされているけれど、重度の方に対応できるような短期入所の施設が市内にはないという意味ですよ。

事務局 はい。

委員 わかりました。ありがとうございます。

阿部議長 他に御質問等ございませんか。それでは、次に参ります。

「伊予市第7期障がい福祉計画」の“(1)施設入所者の地域生活への移行”“(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築”“(3)地域生活支援の充実”“(4)福祉施設から一般就労への移行等”の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、「伊予市第7期障がい福祉計画」の進捗状況について御説明いたします。

まず、「第7期障がい福祉計画」の計画期間につきましては、令和6年度からの3年間となっており、今年度が2年目の年度となります。

次に、資料2ページを御覧ください。

実績の各数値につきましては、年度途中のため12月末の数値で御報告させていただきます。

「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」といたしまして、こちらは、障がいのある人もない人も当たり前で生活できる地域社会の実現を目指すため、施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数と、施設入所者数の目標値を設定したものでございます。

令和4年度末時点の施設入所者数を基準として、令和8年度末までに、地域生活移行者数を4人、施設入所者数を63人、施設入所者の削減見込

を、4人としているところですが、令和7年12月末での実績は、地域生活移行者数の実績は0人、施設入所者は63人から削減はなく、2人増加の65人となっております。

続きまして、「(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」といたしまして、①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数は、令和7年度はケース会議として実施しております。

②についても、同様です。

資料3ページを御覧ください。

「(3)地域生活支援の充実」といたしまして、第3次障がい者計画の実績でも報告いたしましたが、各事業所と協議・連携し、機能の充実を図っております。

「(4)福祉施設から一般就労への移行等」といたしまして、就労継続支援を行っている事業所の利用から、一般就労へ移行する方の人数や、一般就労をした後、就労定着を目指し、就労定着支援事業を利用する方の人数の目標値を設定しております。

一般就労への移行者数は、令和8年度末の目標値7人に対して、令和7年12月末の実績は6人となっております。

一般就労へ移行した者の割合が50%以上の就労移行支援事業所数につきまして、現在、伊予市内には就労移行支援事業を行っている事業所はありません。

就労定着支援事業利用者は、令和8年度末の目標値5人に対して、令和7年12月末の実績が2人となっております。

就労定着率70%以上の事業所数につきまして、現在、伊予市内に就労定着支援事業を行っている事業所はありません。

以上で、説明を終わります。

阿部議長

ただいまの説明について、御質問・御意見がございましたら挙手をお願いします。

委員

失礼いたします。今の説明の中で、(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行で実績が0人という形で地域移行に移られた方がいない状況になっておりますが、この議論として事務局側としましては、この0人というのは例えば御本人が希望をしていないか、地域での受け入れが難し

いのか、その要因となっているものは何か把握しておられましたら、お答えいただけたらと思います。

事務局 失礼いたします。御希望は聞いていますが、基本的には地域での生活が難しいということが主な原因であると思います。

委員 わかりました。

それは、仮にいいますと、例えばこちらの方に御家族がいても地域の理解がやはり難しく、戻ってきても生活ができないという、御家族からの御意見もあるという形でよろしいでしょうか。

事務局 家族さんがいらっしゃる場合はもちろんですが、いらっしゃらない場合もございます。

委員 わかりました。

阿部議長 他に、御質問ございますか。

委員 基本的なことですが、この1番目のところで、6%以上が地域生活移行、実際に目標値に4人がありますよね。この4人という目標をたてた根拠、理由は何か。具体的にここにいる人達が家に帰れそうだ。だから、その人達を支援しようということなのですか。そうではなく、数合わせみたいな形ですか。

なぜかという、計画が令和8年度で終わりますので、令和9年度以降のことがあるので、そのときの目標がまた同じようなことになるといけないので、確認させてもらえばと質問させていただきました。

事務局 失礼いたします。

国の目標に準じて設定したのですが、それが適切であるかどうかは難しいと思います。しかし、国の目標に向かって進めていくという方針で、根拠としています。以上です。

委員 わかりました。

おそらく、次回、こういうことがあるときに国が言うから、こうしましょうと言っても、おそらく目標達成にはならないと思います。伊予市としてこういう人達がいるから4人ではなく、1人でもいいから1人という形にしていく方が現実的であると思うし、仕方ないと思います。0人でしたらそれはなぜかということの原因を考えていかない

といけないと思いますので、質問しましたので、わかりました。ありがとうございます。

事務局 わかりました。ありがとうございます。

阿部議長 他に御質問ございますか。

委員 そうですね。3ページの地域生活の充実にある、地域生活支援拠点の整備で、令和7年度は整備済になっていますが、これは計画相談とは別のものですか。どのような考えで整備済になっているのですか。教えてください。

事務局 この資料1ページにあります地域生活支援拠点の充実と同じ意味で捉えています。

委員 拠点コーディネーターを置いて短期入所施設との契約を結ぶという形ではないので整備済にはならないと思うのですが。

事務局 近隣の市町に緊急の要望がある際に短期入所ができる体制を整備しているということで、整備済というように解釈しているのですが。

委員 口約束でしているということはわかるのですが、書面を交わした契約を基に拠点の整備をしているということではないということですか。

事務局 ないということです。

委員 そうしますと、地域生活支援拠点の整備、緊急時の短期入所であったり、何かのときに各事業所と市の方が書面での契約を結び、そこにコーディネーターを置いてという整備がされている市町が県内にいくつかあると伺っているのですが、伊予市においては、契約を行っておらず、口約束的な何かの際にお願いするというところでの体制は整っているということで、整備済みに値するのかなと相談支援専門員としては、疑問に思いました。

委員 よく相談支援専門員の研修会で、伊予市さんはこの地域生活支援拠点の体制が整っているのですかと聞かれると、伊予市はまだ整っていないのですというように話していたところでもありますので、整備済みなのだってちょっと思いました。

事務局 再度確認します。

阿部議長 他に御質問ございませんか。それでは次にまいります。

同じく“(5)障害福祉サービス”“(6)地域生活支援事業”の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「(5)障害福祉サービス」の実績について御説明いたします。資料4ページをご覧ください。各サービスごとに、令和6年度目標と実績、令和7年度目標と実績値を明示しております。令和7年度の実績値につきましては12月末までの数値となっております。

特に、目標・見込量と実績の数値に相違があるサービスといたしまして、訪問系サービスの居宅介護の令和6年度の延べ時間が、目標762時間に対し実績706時間、令和7年度は566時間、同行援護の令和6年度の延べ時間が、目標145時間に対し実績88時間、令和7年度は83時間となっております。

これは、以前から利用している方が入院・死亡等により、利用が減少したことによるものでございます。

また、日中活動系サービスにつきましては、就労移行支援の利用者が、令和6年度の目標が16人に対し、実績が6人で10人減、令和7年度の目標が18人に対し、実績が7人で11人減となっております。

続きまして、「(6)地域生活支援事業」の実績について御説明いたします。資料5ページを御覧ください。

こちらは、地域生活支援事業として行うサービスの目標・見込量と令和6年度実績及び令和7年度の12月末の実績を示したものでございます。

それぞれの数値については、御覧のとおりとなっております。

特に目標値と実績値に相違があるものとしたしましては、日常生活用具給付等事業の排せつ管理支援用具の令和7年度の目標1,010件に対し実績が815件となっております。

これは、この給付が2カ月毎に給付するため2月から3月分を給付していないことによるものでございます。

以上で、説明を終わります。

阿部議長

ただいまの説明について、御質問・御意見がございましたら挙手をお願いします。

委員

4ページの件数とは直接関係ないのですが、先程自立支援協議会のA委員さんの方から、市内に共生型サービスがあったらいいなというお話

があったと思うのですが、例えば短期入所の件数の中に共生型サービスが何件とかそういうことが、今後はいる予定があるのでしょうか。現在利用されている方もいらっしゃるかどうかはわからないのですが。計画策定の3年前にそのサービスがなかったとしたら、勿論、はいってはないと思います。

事務局 共生型サービスを現在利用されている方がいらっしゃるかどうかは即答できかねますが、国の方針で今後そのように分けるようにということでしたら分けて報告をいたします。以上です。

阿部議長 他に御質問ございますか。

それではないようでしたら、次に参ります。

伊予市第3期障がい児福祉計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、「伊予市第3期障がい児福祉計画」の進捗状況について御説明いたします。

まず、計画期間につきましては、先の「障がい福祉計画」同様、令和6年度からの3年間となっており、今年度が2年目の年度となります。

次に、資料6ページを御覧ください。

障がい児支援の提供体制の整備等につきましては、5つの目標を定めております。

(1) 児童発達支援センターですが、「伊予くじら」が令和2年11月に設置されております。

(2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築につきましては、保育所等訪問支援、併行通園を実施し、保育所等関係機関と連携し、支援の強化を図っております。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保につきましては、圏域において確保済であり、引き続き提供体制の確保に努めます。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置につきましては、伊予市自立支援協議会の子ども支援部会において連絡会を実施するとともに、関係機関と情報共有し、連携を図っております。

(5) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置につきまして

は、現在、市の職員4人、相談支援事業所等の職員3人の合計7人配置しております。

続きまして、障がい児福祉サービスにつきまして、資料7ページを御覧ください。

特に、目標・見込量と実績の数値に相違があるサービスといたしまして、放課後等デイサービスの令和6年度の延べ人数の目標・見込量が2,040人に対し、実績は1,217人となっております。

近年、発達が気になるこどもが増加傾向にありますので、関係機関等と連携し、早期に適切な療育を実施するとともにペアレント・メンターカフェ、ペアレントプログラム等による保護者への支援を実施し、健全な育成を図ってまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

阿部議長

ただいまの説明について御質問、御意見ございましたら挙手をお願いします。何かございませんか。

委員

すみません。全体の会議の流れはこれで現在の進捗確認が終わって、そのあと次に向けた協議をするっていうことでしょうか？

阿部議長

このあと、次期、障がい福祉計画の説明がある予定にはなっています。

委員

なるほど、わかりました。

先程の会議から続けて参加させていただいて、どの市町においても大変課題としての難しさがある、医療的ケア児についての政策は本当にあのBさん初めいろんな方が地方に早くから手を伸ばされて、コーディネーターの研修の履修とコーディネーターのセンター配置それから併行通園を行いながら、通える事業所、保育園、学校の準備が県下でも早期に達成できたというようなご報告があって、これはなかなか簡単なことではないので、本当に伊予市さんの力は素晴らしいと思ってお聞きしていました。嬉しいと思います。翻っても私は相談員なわけですけども、先ほど4ページ、5ページで障害福祉サービスの進捗も一緒に振り替えらせていただきましたので、個人的に担当させていただいている、成人の方、医療的ケアがある方ですが、これを考えたときに、8050、9060のケースが非常に増えて、この後、家族規模がそれぞれとても小さくなってしまふのかなって思いながら依頼をいただいているケースについて、ヘルパーさんの手当が未だでてないような状況に個人的にあります。

これはもう、反省するところなのですが、現実的に長時間にわたる睡眠のための介助とか、そういった人材の確保がもう本当に難しくなっていて、先程の地域生活支援拠点、緊急が起こる人の属性を選ぶことはできないのですが、家族に緊急が起きた場合には、どちらかで一晩見なきゃいけないとか、そういった事態が必ず起こると思うんですけどもそのときにどういう体制で乗り越えるのか。相談員としては、それが起こったときに金曜日の5時以降であっても誰が電話を取ってくれるんだろうとちょっと思っています。皆さんの個人的な電話番号でも知らなければ、月曜日の朝までにその対処をしなければならなくなるので、そういうのを個人的な力では及ばないなと思うと、地域生活支援拠点にやはり具体的なお力をいただきたいなというように思います。

隣町の松前町さんでも個別のケースの相談員をさせていただいています。やはり同様にヘルパー事業所がなくて、ヘルパーさんがいなくて確保するのは本当に難しい医療的ケアのお子さんの通院介助とかですね、呼吸器を取っちゃうので介護タクシーでも使わないと本当に危なくて通院もできないような状況でそうなったときに、福祉新聞を見ていると、行政ヘルパーを再復活させてくれませんかみたいなことを福祉新聞の論説委員さんが書いているのがあったりしまして、昔、介護保険が始まる前にヘルパーさんとかまだまだ人員獲得が難しいサービスについて行政直轄で、広域福祉連合みたいなもので人員を確実に調達するというようなことをなさっていたと思うのです。時代がサービスはちょっと行き着いて、結果、ヘルパーさんの移動の費用のその間のお金のカウントもないし、ちょっと割り増しでしたというか、そういう対応のヘルパーさんが多く、生き死に関わるサービスだと思うので、そういった広域で市町で職域として労働者、ワーカーみたいなものを検討するような時代になっているのではないかと個人的に切望します。そういったスクールや最後に必ずとといったみたいなところを考えていただけないかなというように思います。

ここでお願いすることは、適切かどうかわかりませんが、多分もう、今頑張っている高齢のヘルパーさん達がこの後70代に差し掛かると本当にどんどんいなくなっちゃうだろうなど。逼迫した感じで地

域を見ているので。若い人はいませんし、今、養成機関もなくなっていて、東雲女子大の介護福祉科も閉じています。身分を保証されて安心してその仕事が続けられないと、若い世代はちょっともう難しいのではないかと、このところよく考えています。御検討していただけたらいいかと、言いたい放題な発言をして、すみません。ありがとうございます。

事務局

失礼いたします。貴重な御意見ありがとうございます。

伊予市として、行政ヘルパーを実現できますということは、即答できないのですが、整備が必要ということはしみじみ感じておりますので、今後も検討していき、心に留めておきます。

委員

ありがとうございました。

阿部議長

他に何かございますか。それでは次に参ります。

(2)次期計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、次期計画について、御説明いたします。

資料8ページを御覧ください。

本日の13時30分に開催しました「障害者自立支援協議会」でもご説明させていただきましたが、「第3次障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の計画期間は、令和8年度までとなっております。

令和9年度から次期計画の期間が始まるため、令和8年度に計画を策定する予定です。

策定の進め方としては、前回の第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画と同様に、「障害者福祉計画策定審議会」、「障害者自立支援協議会」からの意見を取り入れるとともに、アンケートや聞き取り調査を実施し計画に反映する予定です。

以上で、簡単ですが、次期計画についての説明を終わります。

阿部議長

ただいまの説明について、御質問、御意見ございましたら挙手をお願いします。何かございませんか。

私からよろしいでしょうか。

今のC委員さんなどが言った、自立支援協議会でお話があった、そういうものがこの計画の中に形になってでてくるようになるのですか。

もちろん、国があつて県があつてという計画が柱にはあると思うのですが、やはり誰もが地域で幸せに暮らすっていう部分は自立支援協議会で話されていることがすごく重要じゃないかと思うのですが、その検討材料として、そういうことが計画の中にはいつてくるのかどうなのかなあと。

事務局 失礼いたします。計画のどこにはいるかっていうことは、今言えないのですが、計画に反映するように検討したいと思っています。以上です。

阿部議長 ありがとうございます。
他に何かございますか。

折角の機会ですので、団体や事業所からのお知らせなど何でも結構です。何かございましたら挙手をお願いします。

委員 失礼します。私自身も娘が知的障がいを持っているのですが、他の市町で、児童とかこういう障害の子につく相談員さんが不足しているっていうのはやっぱり事実なのでしょうね。その中でどうしたらいいのだろうかって。うちは、本当に安心してついていただいて、ちゃんとモニタリングをしていただいて、助かっているのですが、相談員さんを変えたりとか、そういうのって、どこに相談したらいいって聞かれてどこに相談したらいいのですか。ちょっと抽象的かなと思っているのですが、すみません。

委員 相談支援専門員が不足しているということは、実際事実です。
伊予市内の相談員さんも今ケースでいっぱいいっぱいというところで、なかなか今、社協の方も現時点で新規の受け入れはもうできない。もうこれ以上になると本当一人一人の件数がパンクしている状態で、ちょっとストップ。申し訳ないのですが、今、お断りをさせていただいているところになっております。今現時点では、福祉課の方に相談して、こういった方が、相談員さんを探されてますっていうことを情報提供したりとか。

ただ、不足しているとはいえ、今年になって、2事業所、松山なのですが、新しく相談支援事業所を開設しました。相談支援専門員を探されている方がいらっしゃったら、ぜひ紹介してくださいって御挨拶に来られている事業所もあります。

毎年ですね、初任者研修っていうものがあるのですが、その初任者研修で相談支援専門員になる方というのが、すごく多いのです。ちょっと遅れて申し込みをしても、もう、いっぱいですっていうことなのです。だから、相談支援専門員になられる方は、毎年いらっしゃるのです。ただ、資格を取った方が相談支援専門員として活躍されているかっていうと、ちょっとそこがよくわからないのですが。

委員

ありがとうございます。伝えておきます。

阿部議長

ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

委員

お聞き苦しいのですが、私、愛媛県支援機器つながる連絡っていう任意の会に所属しております。何かっていいますと、コミュニケーション機器の支援をするための会なのですが、昨年度位から愛媛県は、国立リハビリテーションセンターのモデル地域10か所位のうちのひとつになっていて、これまで福祉機器は福祉ロボット、あのガンダムスーツみたいなものを開発って、皆が思って、介護するときに楽に、みたいな研究にどうもいていたのですが、そうじゃなくて、今はもう、皆さん御存じのとおり、ICTを使ってそのベッドから落ちてもすぐわかるとか。人数が少ない分、記録とかが全部、外観とかもデータで取っていただいて、現場のスタッフがよりその直接処遇に注力できるっていう環境整備することに対して国がたくさんお金をつけているのです。昨年度位からして、介護保険施設と障害福祉施設にそれぞれ国、県、市町村で二分の一、四分の一、四分の一で。そういう環境整備のための助成事業をしていて、松山市さんは残念なことにしていないので、大きな声で言ったら怒られるかな。松山市の事業所はできないのですけど、愛媛県さんはそれをだして、年度末に多分、助成の募集していたと思うのですよね。

それができると、例えば、相談支援専門員が最近言っているのが、ちょっと名前を忘れちゃったのですが、こんな小っちゃいシールみたいなものを携帯に貼っておくと、チャットGPTみたいに聞いて議事録を作ってくれる。その議事録もダイジェスト項目まとめてとか、もっと詳しくとか。精神の人について検討したので、言葉にこだわって大事な言葉を落とさないで残してとか。だから、私はいつも記録をとってますけど、

何かそういうことをしないでその分、時間をかけてスキップして他のことをできるみたいな体制整備の助成制度ができています。それと同時に、視覚障害者だけでなく、さっきの医ケア児とかあらゆる状態の人のコミュニケーションが、今、意思決定支援が大事ですってことになるので、意思を伝える手段がなければ伝えられないから、意思決定支援のための機器を開発して、どんどん普及しましょうとその普及活動もしている愛媛県支援機器つながる連絡会は、その普及と定着の活動をしています。

今月の21日の土曜日にテクノプラザさんで研修会をします。県の方から、多分ICTサポートセンターとか、そういったところの連携で告知が出ていると思うので、ぜひ御参加いただいて、知的障がいの方も自分の意思が伝えるように練習できるとか、あと、音をサポートしてくれるそういう機器とか。今そのロボットスーツではない支援機器っていう呼び方で、大きくサポートする機器全体を何でもいいよっていう事業内容にして変えたいので、いろいろな部分がどんどんできていますから注目しておきたいなということと研修会によろしければぜひ、土曜日ですけど、参加いただければと思います。

ありがとうございます。

阿部議長

ありがとうございます。他に何かございますか。

では、他にないようですので、最後に事務局から何かありませんか。

事務局

特にはございません。

阿部議長

では、以上で本日の議題は全て終了となります。皆様の御協力に感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局

阿部会長、適切な議事進行、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には長時間にわたり熱心な御審議をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度伊予市障害者福祉計画策定審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

午後4時20分 閉会